外貨に関連する適格金利スワップ取引の要件の取扱いについて

２０２０年４月１日
株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第９条ただし書の規定に基づき、変動金利の決定方法が同条第５号ｅからｇまでに規定するもの（ＵＳＤ－ＬＩＢＯＲ－ＢＢＡ、ＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｔｅｌｅｒａｔｅ、ＥＵＲ－ＥＵＲＩＢＯＲ－Ｒｅｕｔｅｒｓ及びＡＵＤ－ＢＢＲ－ＢＢＳＷ）について、当面の間、業務方法書第２条第１項第４７号に規定する当社が定める要件（適格金利スワップ取引の要件）から除外するものとする。

以　　上